

第6章 本計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1)医療・保健・福祉の連携

障がいのある人に対し、医療・保健・福祉に関するサービスの適切な助言・指導が行えるよう、医療・保健・福祉の連携強化を図ります。

また、乳幼児期から高齢期に至るライフステージや障がいの種別に応じたきめ細かいサービスが、障がいや病気の予防から早期発見、早期対応に至るまで適切に提供される体制の整備に努めます。

(2)関係機関・団体・事業所との連携

本計画の推進に向けて、中津川市障害者総合支援協議会、中津川市障害者雇用促進協議会、その他関係機関とのネットワークを強化し、総合的かつ効果的な障がい者施策を推進します。

(3)庁内関係課との連携

本計画を円滑に推進してくため、市民福祉部が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる関係部局との連携を図るとともに、関連計画との一体的な推進に努めます。

また、本市の財政状況を踏まえ、長期的視野に立った重点的かつ効果的な施策の推進に努めます。

(4)国・県・近隣市町村との連携

本計画は、国の法律・制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を収集し、内容を踏まえた上で障がい者施策を推進します。国の障がい者制度に関する改正等があった際には、内容を踏まえた上で必要に応じて本計画の見直しや変更等を行います。変更点については、速やかに市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等へ周知を行います。

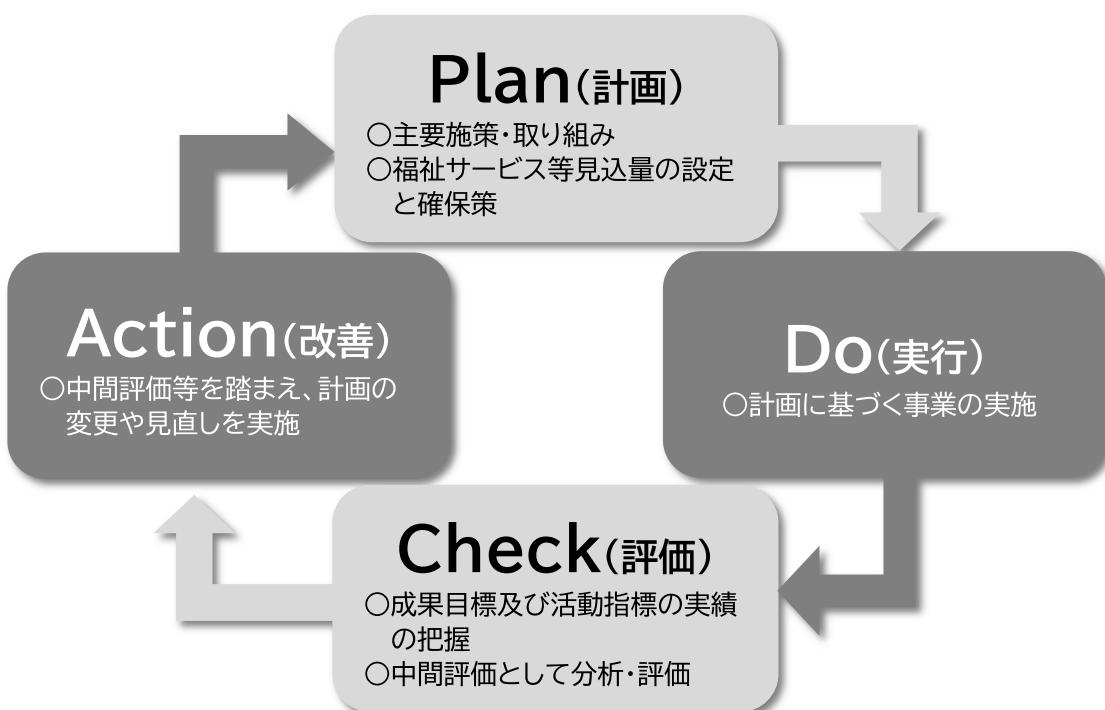
また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、近隣市町村や県との連携を行い、対応を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「PDCAサイクル」(計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action))に基づいた進捗確認を行います。

本計画の進行管理は、市民福祉部による自己評価のほか、中津川市障害者総合支援協議会によって成果目標やサービスの見込み量の状況など、計画達成状況の点検・評価を行います。

また、社会情勢や障がいのある人等のニーズの変化により、必要に応じて計画を見直します。



資料編

1 用語集

* あ行 *

意思決定支援ガイドライン

事業者がサービスを提供する際に行う障がい者の意思決定支援の枠組みを示すもの。本人、事業者、家族や成年後見人等(保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。)のほかに、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障がい者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアソポーター等の障がい当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等、障がい者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すもの。

一般就労

福祉サービスに基づく福祉的就労ではなく、一般企業等において雇用契約を締結して働く就労の形態。一般の人と同様の形で働く一般雇用と、障がいがあることを前提として働く障がい者雇用とがある。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、可能な限り同じ場で共に学ぶ教育のこと。障害者権利条約は「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」を求めており、国の障害者基本計画において、インクルーシブ教育システムの推進が提示されている。

SNS

SNSとは、social networking service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。個人間のコミュニケーションにおいて、社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

* か行 *

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことの目的とする施設。

強度行動障がい

直接的な他害(かみつき、頭突き等)、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為が著しく高い頻度で起こり、家庭で努力をして療育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受けけるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

子ども・子育て支援事業計画

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき創設され、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に位置づけられた、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために市町村に策定が義務づけられている計画。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。

* さ行 *

指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいて厚生労働大臣が指定する疾患。原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする難病のうち、患者数が人口の0.1%程度以下で、客観的な指標による一定の基準が定まっているもの。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

住宅改修

日常生活の自立を支援するための住宅改修(手すりの取付けや段差の解消など)の費用の一部を助成すること。

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。本計画では、市の『「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領』に基づき、平成20年4月1日以降に作成した公文書(通知書、広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページ等)から「障害者」と表記していたものについて「障がい者」「障がいのある人」などひらがな表記とし、法律等で定められている用語、名称等や団体、機関等の固有名詞は適用除外として「障害者」と表記する。

障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、または精神障がい者のうち18歳未満の者のこと。

障害者基本法

障がい者(定義:身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者)の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者総合支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がいのある人に対して身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する人が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行う際に、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

自立支援医療

障がいのある人等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者(知的障がい者、精神障がい者など)を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者(後見人・保佐人・補助人)を選任する制度。

* た行 *

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制のこと。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級のこと。心身に障がいを持つ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年の学校教育法の改正により創設された。

東濃基幹相談支援センター

東濃圏域において、障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、専任の職員(相談支援専門員)が相談を受け、関係機関と連携をとりながら地域生活を支える機関。中津川市では、障害者生活支援センター結に設置されている。

東濃圏域

多治見市、瑞浪市、土岐市の東濃西部地域と、中津川市、恵那市の東濃東部地域を含む5市。

東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者(手帳を所持していない発達障がい者・難病・高次脳機能障がい者も含む)に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施している機関。多治見市に設置されている。

* な行 *

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

認知症

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー等の変性疾患と脳血管性認知症の大きく2つに分けられ、老化による機能の低下とは異なる。

農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

* は行 *

発達支援センター

言葉や心身などの発達の遅れのある乳幼児に対して、社会生活への適応や自立を支援するため、早期に相談・指導や療育等の「児童発達支援」を行う施設。

発達障がい

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は通常低年齢において発現するといわれている。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く住民に意見を求めてることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うこと。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者等の社会参加を困難にしている社会的(文化・情報)・制度的・心理的(意識)なすべての障壁の除去という意味がある。

ピアサポーター

自らも障がいや疾病等の経験を持ち、それらの経験を生かしながら、対人援助の現場等で働き、障がいや疾病等の中にある仲間のために支援やサービスを提供する人のこと。

ピアサポート

一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

福祉教育

人権感覚や福祉意識の理解と関心を高め、自分のことだけでなく周りの人を大切に思い、一人ひとりそれぞれの人の考え方、生き方を尊重し、地域で共に生きる力を身につけるための教育。

福祉推進校

中津川市社会福祉協議会では、福祉活動を通じて園児、児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の46校を福祉推進校として指定し、助成を行っている。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどで、職業訓練や障がいへの配慮を受けながら働くこと。

福祉避難所

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者を一時受け入れてケアする施設。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることで、障がいのある人の権利利益を侵害すること。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」の意味。発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行うこと。

ヘルプマーク

外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするマーク。

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室等を利用して放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの。学童保育ともいう。

* や行 *

ユニバーサルデザイン

「文化・言語・国籍の違い・性別年齢の差異・障がい・能力の有無にかかわらず、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計(デザイン)である」といわれる、バリアフリーを一步進めた考え方。アメリカのノースキャロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱された。

要配慮者

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

* ら行 *

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ人の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。医学的(急性期・回復期・維持期)リハビリテーションにとどまらず、教育的、職業的、社会的、地域リハビリテーションの体系すべてをいう。

療育

治療・医療の「療」と養育・保育・教育の「育」を組み合わせた造語で、医学的治療と教育や訓練・福祉などを活用して、障がい児の発達や可能性を伸ばそうというもの。

レスパイト

息抜きという意味。在宅の障がい者等を、家庭の必要に応じて日中または宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなどのサービスを行い、介助者の負担を軽くする援助のこと。

2 中津川市障害者総合支援協議会(策定委員会)委員名簿

番号	区分	所属機関・団体	役職等	氏名	備考
1	障がい福祉 サービス 事業所関係	社会福祉法人ひがし福祉会	理事長	鳥居 広明	副会長
2		社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	会長	三浦 博行	会長
3		認定NPO法人かがやきキッズクラブ	理事長	長谷川 則子	
4		NPO法人東濃やまなみ会	理事長	柘植 昭和	
5	保健・医療 関係	一般社団法人恵那医師会	理事	西尾 実	
6		恵那保健所健康増進課	課長	樋田 安美	
7	雇用・就労 関係	中津川公共職業安定所	所長	瀬瀬 理恵	
8		中津川商工会議所	専務理事	成瀬 博明	
9		東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト	所長	藏前 芳勝	
10	教育関係	岐阜県立恵那特別支援学校	校長	三島 祥江	
11	障がい者 団体関係	岐阜県身体障害者福祉協会中津川市支部	副支部長	奥村 明世	
12		中津川市障害児者を守る会	顧問	岩井 万喜子	
13		中津川市発達支援センターつくしんぼ保護者の会	会長	稻垣 陽子	
14		岐阜県手話サークル協議会中津川支部かやの実会	副会長	安保 ひとみ	
15		音訳ボランティア さざなみ会	会長	曾我 富士子	
16	地域福祉 関係	中津川市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	漆平 久司	
17		身体障害者相談員・知的障害者相談員	代表	桂川 和英	
18		NPO法人東濃成年後見センター中津川・恵那事務所	事務局長	土本 基男	

(敬称略)

3 計画策定経過

■策定委員会

年月日	内容
令和4年11月24日	第1回策定委員会[健康福祉会館にて開催] ・中津川市障がい者福祉計画策定ニーズ調査の実施内容についての質疑応答
令和5年8月22日	第2回策定委員会[健康福祉会館にて開催] ・中津川市障がい者福祉計画の骨子案についての質疑応答
令和5年12月21日	第3回策定委員会[健康福祉会館にて開催] ・中津川市障がい者福祉計画の素案についての質疑応答
令和6年2月15日	第4回策定委員会[健康福祉会館にて開催] ・パブリックコメント実施結果 ・計画(案)の承認

■検討委員会

年月日	内容
令和5年7月25日	第1回検討委員会[健康福祉会館にて開催] ・ニーズ調査結果及び骨子案の検討
令和5年11月28日	第2回検討委員会[健康福祉会館にて開催] ・素案の検討

■パブリックコメント

年月日	内容
令和5年12月27日 ～令和6年1月29日	中津川市障がい者福祉計画 第7期計画(案)について [健康福祉会館1階 社会福祉課、各地域事務所及び総合事務所、 市ホームページにて閲覧・掲載]

中津川市障がい者福祉計画第7期計画

令和6年度～令和8年度

発 行： 中津川市

編 集： 中津川市 社会福祉課

住 所： 〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2-1

電話 0573-66-1111(代表)

FAX 0573-62-0058

発行年月： 令和6年3月
